

北条政村と和歌

鎌倉歌壇における役割

はじめに

関東鎌倉の地に幕府が置かれ、武家社会の論理による行政が整備されるようになる。京と鎌倉とを往復する人々も現れる。このように鎌倉が発展するにつれ、文化的にも成熟していくのは自然の流れであった。王朝文化の象徴である和歌も鎌倉にもたらされ、次第に和歌を詠む者が増加していった。和歌は人と人とを繋ぎ止めるものであり、魂を鎮めるものでもあった。そして、和歌を同座で詠み、書き留め、読み上げるといった和歌会が開催されるようになる。征夷大將軍を頂点とする武家社会の中においても、公的な和歌会が度々開催される。

鎌倉時代を通じて強大な勢力を維持した北条氏の一族からも和歌に堪能な者が多く現れた。その中でも、北条政村は勅撰和

歌集に四十首の歌が採られ、当代の歌仙としても評価された人物である。稿者は既に北条一門の中でも主流であった北条時政の嫡流（後の得宗家）の和歌活動について考察した¹⁾。本来幕府の頂点であるはずの征夷大將軍に和歌の世界での王位を与えたのが第三代執権北条泰時であり、以後、將軍を中心とする歌壇ができあがっていくのであるが、その後の得宗家は歌壇と距離を置くようになり、鎌倉歌壇に再び戻るのは北条貞時の時代であった。政村はそうした得宗家不在の時期に、政治家としても歌人としても大成していく人物である。前述のように政村は歌人として優れていたと評価されるが、政村の和歌活動のみを取り上げた論考はこれまでなかった。本稿では、その政村の生涯を辿り、鎌倉歌壇の中での位置づけについて考察したい。

佐藤智広

第一節 北条政村の生涯

北条政村の生涯については、瀬野精一郎のまとまった解説⁽²⁾があり、渡邊晴美の本格的な伝記研究⁽³⁾がある。また、松尾宣方による年譜⁽⁴⁾が作成されている。これらの研究に導かれつつ、まず、煩を厭わず、政村の生涯の概略を追いたい。

第二代執権北条義時の五番目の息子として元久二年（一二〇五）に生まれた北条政村は、建保元年（一二二三）將軍源実朝の御所で元服し、「四郎政村」と号した。義時子息の生年順では有時が四番目で、政村の五歳上になるが、有時の母が側室、政村の母が當時の正室（前正室の比企朝宗女の離別による）であったため、序列が代わつてのものである。母は伊賀朝光女で、義時の二番目の正室である。朝光女の兄には光宗（後の光西法師）がいる。『吾妻鏡』によれば政村の元服記事に「今日入^レ夜、相州鍾愛若公^{（九才）}、於御所二元服之儀」⁽⁵⁾（建保元年十二月二十八日条）と記述され、義時は四十三歳で授かつたこの政村を相当に愛したらしい。

父義時が没した貞応三年（一二二四）には、伊賀氏が政村を担当しようとして画策して失敗した伊賀氏の変に巻き込まれるものの、政村に対しての咎め立てはなく、政界から追放されることはなかった。義時死去の時点で六波羅探題として在京していた長兄泰時が鎌倉に戻り、事態の収束を図った際に、政村自身については不問に付したからである。政村は以後も北条一門の

一人として生きていく。

建保七年（一二一九）二歳にして鎌倉に迎えられた藤原頼経に、嘉祿二年（一二二六）一月、征夷大將軍の宣下があり、源実朝死去以後不在だった將軍職が復活し、政村も將軍側近としての任に当たっていく。

二十六歳となった寛喜二年（一二三〇）十月、政村は従五位下に叙せられる。そして嘉禎二年（一二三六）三月に右馬助、四月に右馬権頭に転任する。暦仁元年（一二三八）二月、將軍藤原頼経が十九年ぶりに帰洛した際に政村も供奉し、在京中の行列でしばしば先導役を務めている。こうした功績のためか、八月の臨時除目で正五位下に昇進、同年十月に頼経が鎌倉に戻る際に帰還している。

延応元年（一二三九）十月に評定衆に就き、三十五歳にして幕政に本格的に関わる第一歩を踏み出した。翌年には評定衆の筆頭に記されている。仁治二年（一二四二）六月に、第四代執権であった長兄泰時が死去し、さらにその孫で第五代執権に就いた経時も寛元四年（一二四六）三月に死去する。第六代執権に就いたのは、経時弟の時頼である。二十歳で執権に就任した時頼は、大叔父である政村を信頼したようである。建長元年（一二四九）十二月に引付衆が新設された際に政村は一番頭人に任じられている。

この間には、寛元二年（一二四四）四月に藤原頼経が二十七歳で將軍職を辞任し、代わって嫡男頼嗣が六歳で征夷大將軍に

就任、さらには建長四年（一二五二）三月、頼嗣がわずか十四歳で將軍職を退任させられ、皇族から宗尊親王が鎌倉に迎えられる。めまぐるしく將軍・執権が交替する中、政村は幕政の中心に在り続けた。建長八年三月に北条重時（義時次男、政村の異母兄）が病氣を理由に出家、連署を辞任すると、政村が連署に指名される。また、この年の十一月、時頼が病氣を理由に執権を北条長時（重時の嫡男で、時頼正室の兄）に譲った後も連署を続ける。長時は『吾妻鏡』で「但家督幼稚之程眼代也」（康元元年十一月二十二日条）と記されるように、時頼嫡男である時宗の成長を待つための代理であり、結局は病状の治まった最明寺殿時頼と連署政村が鎌倉を束ねていく。

弘長三年（一二六三）十一月に時頼が死去し、さらに文永元年（一二六四）七月には長時が重篤（八月に死去）に陥り執権を降りたため、北条一門の長老的な存在となっていた政村に執権職が回ってくる。政村の連署の役職は十四歳の時宗に譲られた。時に政村は六十歳、得宗家嫡男時宗がなおも若かったための継投策である。四十年前、伊賀氏の変に巻き込まれた政村の執権就任がついに現実のものとなったのである。

執権時代の政村は、文永三年（一二六六）七月、第六代征夷大將軍宗尊親王を更迭し、その子息惟康親王を次期將軍に就かせている。そして文永五年一月、蒙古からの使者が到来するのを契機として、三月に時宗に執権職を譲り、自身は連署に再度就いた。得宗家の継投に努めた政村は、文永十年五月十八日に

出家、その九日後に、蒙古襲来を見ることなく六十九年の生涯の幕を閉じる。

第二節 歌詠みとしての北条政村

幕府の中枢に在り続けた政村だが、どのような契機によって和歌を詠み始めたかは不明である。ただし、京の歌壇の第一人者であった藤原定家に教えを受けた徴証はないので、鎌倉で幕府に仕えた公家たちに学んだと推測される。あるいは、母の兄である伊賀光宗（光西法師）が第三代將軍源実朝・第四代將軍藤原頼経時代の和歌活動を支えた主要人物の一人であり、そうした縁戚関係から歌を学んだものであろうか。

『吾妻鏡』によれば、貞永元年（一二三二）將軍九条頼経が永福寺に雪見に赴いた際に同行し、「携和歌之輩」（貞永元年十一月二十九日条）の一人として記されている。政村は二十八歳であり、この時点で、少なからず和歌を詠んでいたであろう。この記事で名が記されるのは、北条泰時・政村・実泰・三善康俊・後藤基綱・藤内定員・都築経景・東胤行・波多野朝定・卿僧正快雅である。北条一門からは、時の執権であり異母兄の泰時、また政村同母弟の実泰の名が挙がっている。参加者のうち、泰時・政村・後藤基綱は『新勅撰集』で、東胤行（素暹）・波多野朝定（蓮阿）が『続後撰集』で、快雅が『続古今集』で勅撰作者に名を連ねていく。將軍藤原頼経時代の鎌倉での歌壇が都に較べても遜色のないものになりつつあった証左であり、

政村もその中の一人と認識されていたのである。

翌年の天福元年（一二三三）五月五日の端午の節に催された將軍御所和歌御会にも政村の名は挙がっている。この和歌御会には、他に北条泰時・真昭法師（北条資時）・源親行・後藤基綱・光西法師・波多野経朝・都築経景等が参加したとあり、先の永福寺での和歌御会参加者と重なる者も多い。「吾妻鏡」は和歌御会の参加者をすべて書き表すことがなく、「等」と略しているため全貌は明らかではないが、北条一門では、執権泰時・真昭法師と並んでの参加である。

源実朝から藤原頼経へと、実権を持たない將軍を和歌世界の王に君臨させた泰時の方針を受け継ぐかのように、政村は積極的に將軍家和歌御会に参加している。「吾妻鏡」に記録されたこれ以後の和歌御会への北条一門の参加者を整理すると次のようになる。

天福元年（一二三三）	五月 五日・將軍御所	泰時・政村・真昭法師
同年	九月 三日・北条泰時邸	泰時
嘉禎元年（一二三五）	一月 二六日・中原親実邸（北条氏の記載ナシ）	
同年	二月 九日・後藤基綱邸	泰時・政村・朝直
嘉禎三年（一二三七）	三月 九日・將軍御所	泰時・真昭法師
同年	八月 二五日・將軍御所	政村・真昭法師
暦仁元年（一二三八）	十一月 二七日・將軍御所	泰時・真昭法師
延応元年（一二三九）	九月 三〇日・將軍御所	政村・経時・真昭法師

仁治元年（一二四〇）	五月 二日・將軍御所	泰時・政村
仁治二年（一二四一）	八月 二五日・將軍御所	政村・真昭法師
同年	九月 二三日・將軍御所	政村・実時・真昭法師
同年	一〇月 二日・將軍御所	政村
寛元元年（一二四三）	九月 五日・後藤基綱邸（参加者の記載ナシ）	

嘉禎元年（一二三五）、藤原定家による第九代勅撰和歌集『新勅撰集』が完成し、政村も勅撰作者の榮に浴した。この集において、北条一門から撰ばれたのは北条泰時・重時・政村・行念法師（北条時村）・真昭法師（北条資時）の五人である。このうち、行念・真昭は共に北条時房息男で、この時既に出家している。藤原定家と親交があり、京・鎌倉と離れていながら、和歌の指導を受けていた人物である。泰時は時の執権、重時は六波羅探題北方で在京中と、それぞれ政治上の重職にあり、鎌倉方を立てた妥当な採録であるが、一方の政村はこの時点で評定衆にも入らず、位階は従五位下であり、実名で採られる最下位にあった。『新勅撰集』には、鎌倉周辺の御家人および出家者として後藤基綱・蓮生（宇都宮頼綱）・信生（塩谷朝業）も入集を果たしたが、後藤基綱は評定衆として幕府の実務を担う重鎮で、時に五十五歳、実朝時代から詠作に励み、また朝廷においては検非違使として仕え、京・鎌倉を往還している。蓮生は藤原定家と縁戚関係にあり（蓮生女が定家息の為家に嫁している）、小倉山荘での色紙制作を定家に依頼するなど親交が深い。

その弟信生も源実朝の側近として歌道に励んでいた人物である。実朝暗殺後に出家し、京と鎌倉、そして下野とを往還した。これらの経歴上の重職や定家とのつながりを持つ人物に比して、政村は経歴上特筆すべき点がない。逆に言えば、そうした経歴の浅さにもかかわらず、早々に勅撰作者に列したのである。すなわち、鎌倉歌壇の新星として勅撰和歌集に登場したのである。

先の年表のように、政村は泰時と並んで和歌御会に参加し、泰時が病に倒れた仁治二年には、泰時に代わって北条一門の代表として参加しているかのである。重時はなおも六波羅にあり、勅撰作者になっている政村が、將軍を頂点とする和歌世界に参加する北条一門を担いだしたと見てよからう。源実朝から藤原頼経へと將軍和歌御会を称揚した泰時は嫡子を早くに失い、得宗家勢力維持のため孫経時の成長を待たねばならなかった。そのような時期にあつて、泰時は將軍中心の和歌の王国を定着させるため、弟の政村を配したのではなからうか。

第五代征夷大將軍となった頼嗣は、將軍在職期間八年という短さもあり、またそれが六歳から十四歳までという若さもあり、『吾妻鏡』における將軍主催の和歌御会の記事は著しく減少する。同様に、歌書類においても、頼嗣主催の会を示すものは見つからない。

寛元二年五月五日の將軍御所での和歌御会には政村の名はなく（北条氏からは一人も記載されない）、宝治元年（一二四七）九月九日に菊花に一首の和歌を添えて献上した行事、宝治二年

五月五日の和歌御会、同年九月二十九日の詩歌御会と、いずれも参加者の名前そのものが記されない。

その一方、この頼嗣將軍期には、北条政村自身が主催した和歌会が知られる。『吾妻鏡』によれば、建長三年（一二五一）二月二十四日、政村の別業であつた常盤邸で当座の三百六十首繼歌会が催されたという。

繼歌の会とは、歌題を参会した者に割り振つて和歌を詠み、後から歌題の順番に並べ直して一つのまとまつた作品とする形式である。『吾妻鏡』では既に建保五年（一二一七）十二月二十五日、源実朝の永福寺への方違えの際に夜を徹して行われたものが記されている。政村主催のものは前もって題を配布した兼日の会ではなく、当日に題を配る当座の会であり、その規模は三百六十首の大部であつた。参加者としては、二条教定・坊門清基・北条朝直・後藤基綱・笠間時朝・鎌田行俊の名が記されている。この時点で、勅撰作者となつてゐるのは主催者政村と後藤基綱のみであるが、同年十月に奏覧される『統後撰集』で二条教定・笠間時朝が入集、坊門清基（後の基輔）は『新後撰集』で勅撰作者に列している。無作為に配られる歌題に対して的確に詠まなければならないこうした企画が、相応の人々によつて行われたということである。

ところで、鎌倉幕府における將軍家和歌御会とは一体どのようなものであつたのだろうか。この間に対する明確な答えはないが、『吾妻鏡』で記録される和歌御会には一つの方向性が認

められる。

建保元年（一一二一）二月一日、將軍源実朝の幕府下で和歌御会が開かれた。題は「梅花契万春」、参加者は北条時房・泰時・伊賀光宗・和田朝盛等で、女房がこれに加わった。披露（読み上げ）があり、その後、御連歌もあった。また、天福元年（一一三三）五月五日、端午の節を迎え、將軍藤原頼経の御所で和歌御会が開かれた。題は「翫菖蒲」「聞郭公」で、参加者は北条政村・真昭法師・源親行・後藤基綱・光西法師・波多野経朝・都築経景等で、披露の際に、北条時房・泰時が同席した。こうした記載形式の多くは藤原頼経の將軍時代のものであるが、開催した季節に合わせた題を二・三示し、そこで詠んだものを披露する、という一定の作法がある。つまり、一度に五十首・百首といった大部の歌を四季・恋・雑の部を立てて詠んだものを集めるのではなく、その場に臨んで時節にふさわしい題の歌を詠み、季節感を共有する形式のものが「和歌御会」として多く記録されているということである。

政村が主催した継歌会は、このような幼少の將軍を据えての形式的な和歌御会ではなく、相当に時間のかかる真剣なものであったと思量される。

次の宗尊親王が第六代征夷大將軍であった時期の鎌倉歌壇は、鎌倉における「もつとも張り切った時代」であり、「鎌倉歌壇が真に本格的歌壇たり得たのはこの時期だけであると言っても過言ではない。」という盛況ぶりであった。『吾妻鏡』では、宗

尊親王將軍時代の十四年間のうち四年間分の記事が欠けているものの、それまでの將軍期以上に和歌に関する記事が増加している。ただし記事内容は多岐にわたり、むしろ和歌御会の記事自体は少なく、和歌御会の参加者の名が記されない記事も多い。政村の名が記されるのも弘長元年（一二六二）一月二十六日の將軍家和歌御会始と弘長三年二月二日の臨時の和歌御会のみである。なお、後者は参加者の名はないが、相模守政村が駆けつけ、夜明け方まで御会が続いたことが記されている。この他、政村の作歌の中には「中務卿親王家百首歌」の詞書を持つもの（『続古今集』中に二首）、「中務卿宗尊親王家百首歌」の詞書を持つもの（『風雅集』『新後拾遺集』中に各一首）もあり、連署として、あるいは執権として宗尊親王主催の和歌御会に参加し、將軍の求める定数歌の詠作にも応じていたと見られる。

また、この宗尊親王將軍時代に、政村は歌仙としての地位を獲得するに至る。まず、弘長二年（一二六二）九月に、撰者未詳（藤原基家説が有力）の『三十六人大歌合』に採られた。当代の歌仙三十六人を二人一組にして、最初の二番四人が各十首、それ以外は各五首が撰ばれたもので、政村は十六番目右方で、寂西と番えられている。鎌倉歌壇での活動が顕著な歌人は、宗尊親王・三品親王家小督・隆弁・後藤基政・公朝・北条長時・一条能清・素暹に政村を加えた九名である。『続古今集』の完成を目前にした頃であり、宗尊親王を一番左に配する点では、鎌倉幕府への配慮が多分に感じられるが、それでも、撰出にふ

さわしい歌人の中に政村も数えられている。

さらに、文永年間頃に藤原基家が撰んだ『新時代不同歌合』にも政村は撰ばれている。『続古今集』までの勅撰作者のうち、後鳥羽院撰『時代不同歌合』に撰ばれていない百人五十番の歌合で、政村は三十九番右方で、周防内侍と番えられている。この『新時代不同歌合』に撰ばれた当代の鎌倉歌人は、政村の他、宗尊親王のみである。將軍・執権を揃えて採録したのは政治的配慮かもしれないが、政村が、京歌壇に比肩する歌人として認識されていたことは明らかである。

政村は、宗尊親王を中心とする最盛期の鎌倉歌壇にあつて、その活動を推進する存在であり、京歌壇もそれを認めている。『吾妻鏡』には政村が主催である歌会も記している。

まず、弘長三年（一二六三）二月八日、政村の常盤亭で一日千首の探題歌会が催されている。総勢十七名の参加があり、亭主政村の他、真観・葉室俊嗣・阿部範元・証悟法師・良心法師の名が記されている。探題の会は題を圖引のように決めて詠む形式で、この時の作は、翌九日、真観が合点を付し、十日に常盤亭で披露があつた。合点の数によって座席が定められ、様々な景品や無点の者への罰もあつた。

次に、文永二年（一二六五）十二月五日、同じく常盤亭で当座統歌合が催されている。『吾妻鏡』では「右大弁入道以下好士等群集」とあつて、真観の名が記されるばかりであるが、この時期は、第十一代勅撰集『続古今集』がほぼ完成し、竟宴を

待つばかりであり、撰者の一人であつた真観からの内部情報により、勅撰作者となつた人々を招集して行つたものではなからうか。

文永三年（一二六六）七月の宗尊親王帰洛をもつて『吾妻鏡』の記事は途絶えるため、政村最晩年の七年間の和歌活動は不明である。將軍に就いた惟康親王は三歳であり、將軍家和歌御会を開くには、なおも時間が必要だつたらう。しかしながら、宗尊親王の時代の活況が急激になくなつたとは思われない。

政村没後のできごととして、二条（飛鳥井）雅有の歌に次のような例が見える。

或人の夢に、政村朝臣此題にて人々を勧めて歌詠ませて、心経を書き供養せよと見侍るとて、時村勧め侍りしに、庭

前菊

露はらふ袖かとぞ見る秋風にみだれてなびく庭の白菊（隣女集・卷四・二二四八）¹²⁾

同様の詞書は『隣女集』巻四中で、他に二例見られる。¹³⁾ 詞書中の「時村」は、前出の北条時村（行念法師）ではなく、北条政村の嫡男の時村のことである。また『隣女集』巻四は、文永九年（一二七二）から建治三年（一二七七）までの作を収めたものであるから、政村が没した文永十年五月二十七日以後、間もなくのできごとであらう。この霊夢で、政村は人々に歌を詠ませ、般若心経の供養を命じている。「或人」がそうした夢告を見たということは、政村が鎌倉歌壇の大きな牽引力であつた

という印象が、当時の鎌倉の人々の裡に記憶されていたからだろう。

第三節 政村の和歌

第九代勅撰和歌集『新勅撰集』で勅撰作者に列した政村は、以後も代々の勅撰和歌集に採られ、その数四十首と、北条氏一門の中で最多を誇る。また、その採られた集も、政村在世中の『新勅撰集』『続後撰集』『続古今集』は言うに及ばず、第二十代の『新後拾遺集』に至るまで欠けるところがない。これは京の公家社会における専門的な歌人ならばともかく、鎌倉の武家出身者としては異例のことである。今、試みに北条氏の勅撰入集歌数上位十名の採録状況を表にすると次のようになる。

歌集名	政村	宣時	公朝	宗宣	貞時	真昭	泰時	斉時	行念	重時
新勅撰	1					5	3		5	2
続後撰	3		4				3		2	3
続古今	13					4	5		2	2
続拾遺	6	3				2			1	2
新後撰	1	7	6	3	5			2	2	
玉葉	4	6	2	5		2				
続千載	1	10	4	8	7	1	1	6	2	
続後拾	1	5	2	3	3		1	4	1	
風雅	1		1	2	1	1			1	1
新千載	2	4	2	2	2		2	1	1	1

在世中に勅撰作者に列しても、その後は減少・不採択となることがある。特に、鎌倉幕府が倒れた後の勅撰和歌集においては不採択となる者も多い。そうした中、最も歌数の多い政村が、各勅撰集において最も広く採られている。政村は専門歌人と同類の扱いを受けていると見られるのである。

これは採られた歌の主題、すなわちどの部に配列されているかについても同様である。政村の勅撰入集歌を部立で分けると次のようになる。

歌集名	四季部	恋部	雑部その他
新勅撰	夏		雑四
続後撰	夏		雑上・雑下
続古今	夏・秋上・秋下	恋一・恋三・恋四・恋五・恋五	雑旅・雑上・雑上・雑中・雑下
続拾遺	夏・秋下・冬・冬	雑中・雑下	
新後撰		恋一	
玉葉	秋上	恋四	羈旅・羈旅
続千載		恋一	
続後拾	冬		

新拾遺	新後拾	新続古	計
4	3		40
1			37
	2		29
	1	3	27
			25
3			22
1			21
1			19
			17
	1		16

風雅	夏		
新千載	秋下		雑下
新拾遺	秋下	恋四	雑中・神祇
新後拾		恋二	羈旅・雑上

初の入集となる『新勅撰集』では四季部・恋部の歌は採られないものの、最終的には四季部13、恋部10、雑部その他17となり、巻数の比率からみて偏りなく採られていることがわかる。たとえば、歌鞠や管絃などに優れた関東祇候の廷臣二条（飛鳥井）教定は、『統後撰集』で勅撰作者となり、総数四十首が採られているが、その歌の割合は四季部13、恋部11、雑部その他16と、政村とほぼ同じである。政村と同じく『新勅撰集』で勅撰作者となった兄の泰時の歌について、歌合・歌会の作であると明示する歌が少なく、日常的な非題詠の歌が多いことを、稿者は既に考察しているが、泰時の場合は、四季部4、恋部1、雑部その他16と圧倒的に雑部の歌が多い。もともと勅撰集入集歌の割合が、そのまま作歌傾向の縮図とはならないが、ひとまず政村が勅撰集撰者たちにとって撰歌対象として常に視野に入れられていた、そして、公家歌人に見劣りしない質と量の歌を詠んでいたと見なせるのである。

政村の歌は先の勅撰入集歌四十首の他に、『万代集』三首、『夫木抄』四首（内、二首が他集と重出）、『雲葉集』一首（他集と重出）、『東撰和歌六帖』二十五首、『閑月集』三首（内、二首

が他集と重出）、『拾遺風体抄』一首などがある。また、前述の『三十六人大歌合』に五首（内、二首が他集と重出）、『新時代不同歌合』に三首（内、二首が他集と重出）などが採られ、現在七十九首ほどの歌が知られている。これらを見ても、当代歌人として一定の評価があり、その没後にすぐに忘れ去られた歌人というわけではないということがわかる。

特徴としては、まず、名所歌枕を詠み込んだ、題詠であることが明らかな歌が政村には多いことが挙げられる。勅撰入集歌では、宮木野、由良の湊、高師山・浜名の橋、伊勢島、由良の門、住吉、逢坂の関、位山の八首、その他の歌書に採られた歌にも、信夫山、堅田の渚、由良の湊、野田の入り江、あゆちがた、清見潟・富士、須磨の浦、筑波嶺、信田の杜、淡路の瀬門、佐保川、信濃・木曾、高師山、忍ぶの浦と、十四首に名所歌枕が詠み込まれている。これらの中には、藤原頼経に随行した後、鎌倉に戻る時の歌（統古今集・羈旅・八七八）も含まれるが、総体としては、古歌に詠まれた歌枕の地を伝統的な表現に則って詠むという方法を政村は好んだと見てよい。

この歌枕の地を取り込むという傾向は、本歌取りにも通じるものである。外村展子は「古歌の本歌取りを得意とすると同時に、新鮮な発想や調べの歌を詠むことのできる、稀な資質の優れた武家歌人のようである。」と評する。確かに、本歌取りの歌は多く、政村歌とその本歌とを並べて例示すると以下のようなものが挙げられる。

宮木野のこのした深きゆふつゆも涙にまさる秋やなからん（新勅撰・雜四・二二一八）

みさぶらひみかさと申せ宮木のこの下露は雨にまされり（古今・東歌・一〇九二）

吹けばこそ萩の上葉もかなしけれおもへばつらし秋の初風（続古今・秋上・二九九）

朝はらけ萩の上葉の露みればやはだ寒し秋の初風（新古今・秋上・三一、曾禰好忠）

御舟こぐほり江のあしにおく露の玉しくばかり月ぞさやけき（続拾遺・秋下・三〇五）

ほり江には玉しかましをおほきみを御舟漕がむとかねてしりせば（万葉・卷十八・四〇五六、橘諸兄⁽¹⁶⁾）

秋ふかきしのだの杜の夕時雨ちぢの紅葉のしたば残さず（東撰六帖抜粹本・秋・三四四）

和泉なるしのだの杜の葛の葉のちへにわかれてものをこそ思へ（古今六帖・二・二一〇四九）

西畑実の調査⁽¹⁷⁾によれば、政村の勅撰入集歌のうち本歌取は五首であり、鎌倉の武家歌人の中では宇都宮景綱（八首）、公朝・斎藤基任（各六首）に次ぐという。四十首のうちの五首は少な

いように思えるが、これは句の位置を変える、主題を変えるといった厳密な定義を行ったためであろうと思われ、例示した二首目の「吹けばこそ」などは、おそらく除外されていることである。古歌の表現を援用し、新たな世界を表出するという観点で見れば、その数はもつと多くなる。これは勅撰非入集歌についても同様である。政村は『万葉集』や『古今集』などの古歌さらに『新古今集』といった近い時代のものまで会得しているのである。

最後に、特徴的な表現を一例取り上げたい。

夕顔のさけるを見てよめる

みちのべの埴生のこやのほどなきに余りてかかる夕顔の花（続古今・夏・二七二）

第二句「埴生のこや」は『万葉集』二六八三番、作者未詳の

彼方之^{ヨチカタノ} 赤土少屋^{ベニツコヤニ} 露零^{コサヅリ} 床共^{トコトモ}所沾^{ヘスレヌ} 於身^{ミニツ}副我妹^{ヘワキモ}

に拠ったものである。現行の訓では「はにふのをやに」となるのが通例だが、西本願寺本萬葉集の訓で示すと「ハニフノコヤニ」であり、政村の歌もこの訓に拠っている。

この万葉歌の「埴生のこや」すなわちみすばらしい家という語を再評価したのは、源俊賴で、まず『俊賴髓腦』において、

万葉歌を挙げて、「埴生の小屋といふは、賤し(18)の家の板敷などもなくて、わづかに寝所ばかりに板のまねかたを拾ひ敷きたるを申すとかや。」と述べている。また『永久百首』に出詠した際に、

君来ばと埴生のこやの床の上にあさでこぶすまひきてこそをれ
(題「衾」・三八八)

と詠んだ。

以後、藤原為業(『為忠家初度百首』四六八)、崇徳院(『久安百首』六〇)、寂然(『法門百首』五三)など院政期前後に若干の例が見られるが、新古今歌人には好まれなかつたようで、『新古今集』撰者とその周辺での例は皆無である。勅撰集では当該の政村歌の他にはない。

政村と同時代では、寛元二年(一二四四)に完成した『新撰和歌六帖』の三首がある。

宿りする埴生のこやのかべへだてぬるがうちだにみる夢もなし
(やどり・七九二・為家)

宿りする埴生のこやのたけすがきひと夜のともふしぞわびぬ
(とこ・八四六・家良)

川をちの埴生のこやの仮枕夢になしても人にかたるな(くちが
たむ・一五六五・光俊)

みすばらしい小屋「埴生のこや」は都での日常とは一線を画すものであり、源俊賴は詠み手を賤女に設定した上で、簡素な板敷きの上に麻の寝具を敷いて恋人を待つ独り寝の歌に仕立てている。このように都の歌人にとって「埴生のこや」は賤しい者の住処として認識される。この把握が、為家や家良のように旅の仮寝の宿という把握も生み出していくのである。

ところが、政村の歌は詞書が示すように嘯目の景を詠んだものであり、歌中に旅先を示す語もない。作者政村は当時鎌倉に居たであろうし、作者の設定する詠み手もまた鎌倉の地にあり、道ばたで「埴生のこや」を見ていることになる。つまり、政村は生活圈の中にある「埴生のこや」に目を留め、そこに美的世界を見出そうとしているのである。

これは第五句「夕顔の花」も同様である。夕顔は、言うまでもなく『源氏物語』夕顔巻の、光る君が五条辺りを通りかかった場面で、「げにいと小家がちに、むつかしげなるわたりの、この面かの面あやしうちよろほひて、むねむねしからぬ軒のつまなどに這ひまつはれたる」と描かれる花であり、貴人光る君にとっては、鄙びた場所に這い回る目新しい花であった。政村の歌は、こうした先行文芸に支えられながら、実景としての鄙の美、埴生の小屋を覆い尽くすほどの夕顔を描き出したのである。

この「埴生のこや」は、先行例が非常に少ないが、実は、鎌倉の歌人で使用している歌がある。

中務卿親王家五十首歌合

権僧正公朝

まばらなるはにふの小屋もぬれなく小雨に過ぎて降る木の葉
かな (夫木抄・一四三三八)

冬

旅寝する埴生のこやのさむき夜に床さへぬれてふる時雨かな
(柳葉集・七五二)

公朝は北条朝時の猶子で、園城寺別当であつたが、詞書にもあるように、宗尊親王の將軍期に鎌倉で活躍した歌人である。また『柳葉集』は宗尊親王の家集で、文永二年(一二六五)閏四月の三百六十首和歌の内一首である。いずれの歌も、前掲の万葉歌を本歌としている。三者の影響関係は不明だが、個々に思いついたとも考えにくい。「埴生のこや」を詠み込む試みが鎌倉の地で行われ、他の二者もそれに倣つたと見てよからう。

おわりに

北条政村の生涯と和歌を考察した。將軍家の家政を束ねる北条泰時は將軍を和歌の王国に君臨させたが、その役目を自らの嫡子に渡さず、弟の政村に委ねた。以後、得宗家は北条貞時に至るまで、鎌倉歌壇とは一線を画す方向に進んでいく。一方、政村は兄の遺志を忠実に受け継いだ。得宗家ではないが、連署・執権という幕府の要職に在りつつ、將軍を中心とする和歌の王国を称揚し、時に自らも鎌倉の歌人を招集して鎌倉歌壇の成熟に大きく貢献していく。その結果、北条一門の中で最も優れた

歌人と位置付けられていくことになる。その表現姿勢には、古歌をよく学び、なおも新しさを求める情熱が生涯にわたり存在しているのである。

本稿では紙幅の都合で和歌そのものは一首しか検討しなかったが、政村の和歌の特質は稿を改めて論じたい。

注

(1) 佐藤智広「北条得宗家と和歌―鎌倉歌壇における役割を探る―」
『古代中世文学論考』32集、新典社、二〇一五年

(2) 安田元久編『鎌倉將軍執権列伝』(一九七四年、秋田書店)所収、
瀬野精一郎「執権北条政村」

(3) 渡邊晴美「寛元・宝治年間における北条政村(Ⅰ)」、『政治経済史学』232号、政治経済史学会、一九八五年九月、「寛元・宝治年間における北条政村(Ⅱ)」、『政治経済史学』255号、政治経済史学会、一九八七年七月、「北条政村の研究(Ⅰ)」、『政治経済史学』344号、政治経済史学会、一九九五年二月、「北条政村の研究(Ⅱ)」、『政治経済史学』370号、政治経済史学会、一九九七年四月、「北条政村の研究(Ⅲ)」、『政治経済史学』387号、政治経済史学会、一九九八年十一月。↓渡邊晴美「鎌倉幕府北条氏一門の研究」(汲古書院、二〇一五年)に収録。

(4) 松尾宣方「北条政村年譜」(『鎌倉』112号、鎌倉文化研究会、二〇一二年一月)

(5) 『吾妻鏡』の本文は『新訂増補 吾妻鏡』全四卷(吉川弘文館)

による。以下同じ。

- (6) 光宗は貞応三年(一二二四)の伊賀氏の変で信濃国に流罪となつて出家するも、元仁二年(一二二五)十二月二十二日には鎌倉に呼び戻され、所領も戻されている。その後は幕政に関わり、評定衆にも選ばれている。

- (7) 天福元年(一二三三)四月十七日、北条泰時邸に將軍頼経を招いての連歌御会への参加も見られ、若い時から和歌・連歌を嗜んだものと推測される。

- (8) この記事での和歌御会参加者は「右馬助」と記載され、政村とするにはいささか問題が残っている。政村は前年四月に「右馬頭」に昇進しているからである。外村展子は『鎌倉の歌人』(鎌倉春秋社、一九八六年)の中で、この「右馬助」を北条清時としている。しかしながら、清時が「遠江右馬助」と初めて記されるのは仁治元年(一二四一)のことであり、以後もほとんどが「遠江右馬助」と記されている。清時は生没年未詳であるが、宗尊親王の將軍時代に活躍した人物であり、嘉禎三年の時点では相当若く、真昭法師(北条資時)より先に名が記されている点も不審である。また、『吾妻鏡』嘉禎二年(一二三六)六月五日に北条泰時が取り仕切つた父義時十三回忌法要で、右馬助が布施取を行っている。この「右馬助」も義時との関係を考えたと清時であるはずがない。この二例は「右馬頭」の誤りで、政村のことと考えておく。

- (9) 『吾妻鏡』で歌題が示される和歌御会は、以下のものがある。嘉禎元年(一二三五)一月二十六日、庚申待ちの和歌御会、題「竹

間鷺」「寄松祝」。

- 嘉禎三年三月九日、庚申待ちの和歌御会、題「桜花盛久」「花亭祝言」。
延応元年(一二三九)九月三十日、和歌御会、題「行路紅葉」「曉掃衣」「九月尽」。

- 仁治元年(一二四〇)五月十二日、和歌御会、題「深山郭公」「隣家橘」「社頭祝」。

- (10) 石田吉貞「鎌倉文学圈」(『国語と国文学』31巻10号、東京大学国語国文学会、一九五四年一〇月)

- (11) 中川博夫「東国歌人と鎌倉―関東歌壇瞥然―」(『悠久(第二次)』70号、鶴岡八幡宮悠久事務局、一九九七年七月)

- (12) 和歌の歌番号・本文は『万葉集』を除き、『新編国歌大観』(角川書店)により、一部漢字を宛てている。以下同じ。

- (13) 他の二例の歌題は「不逢恋」「難叶思」。

- (14) 前掲注(1)。

- (15) 外村展子『鎌倉の歌人』(鎌倉春秋社、一九八六年)八七ページ。

- (16) 『万葉集』の歌番号は旧国歌大観番号、本文は『西本願寺本萬葉集』(おうふう)の訓により、私に漢字を宛てた。

- (17) 西畑実「武家歌人の系譜」(『大阪樟蔭女子大学論集』10集、一九七二年一月、大阪樟蔭女子大学学術研究会)

- (18) 『俊賴髓』の本文は『日本歌学大系』(風間書房)により、私に漢字を宛てた。

- (19) 鎌倉に居ることを意識して詠むという詠作態度は、宗尊親王にも認められる。この点については、拙稿「夜寒考―中世和歌

における質的転換を中心に―（『中世文学』45号、中世文学会、二〇〇〇年六月）、中川博夫「鎌倉期東歌壇の和歌の様相」（『国文鶴見』48号、鶴見大学日本文学会、二〇一四年三月）、同「鎌倉期東歌壇の和歌―中世和歌表現史試論―」（『中世文学』59号、中世文学会、二〇一四年六月）等を参照。

（20）『源氏物語』本文は、『源氏物語一』（新編日本古典文学全集、小学館、一九九四年）による。

（さとう・ともひろ／昭和学院短期大学教授）